平成２８年（フ）第１９６７号
札幌市東区北46条東４丁目８番14号
債務者　下川　竜生
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７０号
札幌市南区石山２条８丁目２番26号　ペルラハイツ石山１Ｆ左
債務者　平澤　晴幸
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７６号
札幌市西区八軒９条西10丁目３番９号　エヴァ八軒301号
債務者　髙橋　久美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８０号
札幌市手稲区前田10条15丁目７番１号　メゾンパークスＡ－201号
債務者　塩野千代子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３号
釧路市富士見３丁目11番49号　住宅型有料老人ホームふじみ
債務者　小松　常義
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９４号
岩手県八幡平市大更第16地割４番地137
債務者　山田　英介
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２９５号
岩手県八幡平市大更第16地割４番地137
債務者　山田早矢香
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０６号
盛岡市西見前14地割28番地10
債務者　佐々木優駿
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４５号
千葉県東金市道庭580番地１　県営住宅東金道庭２棟203号
債務者　鈴木多美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６１５号
大阪府羽曳野市伊賀６丁目２番13号、前住所大阪府羽曳野市野々上２丁目７番16号
債務者　野中　達也
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
大阪府河内長野市河合寺788番地
債務者　上野　佳成
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９６号
大阪府羽曳野市島泉９丁目６番14号
債務者　有馬　初恵
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５６号
堺市西区鳳中町８丁281－11、住民票上の住所堺市西区浜寺南町３丁１番地６
債務者　濵岸　亮平
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５７号
堺市西区鳳中町８丁281－11、住民票上の住所堺市西区浜寺南町３丁１番地６
債務者　濵岸麻由子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６６号
堺市南区宮山台１丁６番５－204号
債務者　別所　清秀
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６９号
堺市南区晴美台３丁２番12－111号
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８１号
堺市堺区協和町２丁71番地　西団地４号館403号
債務者　大井　秀人
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係